

○後志広域連合選挙管理委員会規程

平成19年 8 月 8 日
選管規程第 1 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第194条の規定に基づき、後志広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 委員長等

(委員長の選挙)

第 2 条 委員長の選挙は、委員の無記名投票で行い、有効の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同数であるときは、くじで定める。

2 前項の選挙において、委員中に異議がないときは、指名推選の方法を用いることができる。

3 委員長が欠けたときは、委員会は、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長の任期)

第 3 条 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長の臨時職務代理)

第 4 条 委員の改選後において、委員長が選挙されるまでの間は、委員のうち最年長の者が臨時に委員長の職務を行う。

(委員長等の退職)

第 5 条 委員長は、退職しようとするときは、その旨を文書で委員長の職務を代理する委員（以下「委員長職務代理者」という。）に届け出なければならない。

2 委員及び補充員は、退職しようとするときは、その旨を文書で委員長に届け出なければならない。

(所属政党等の変更の届出)

第 6 条 委員長、委員又は補充員は、その属する政党その他の政治団体に変更があったときは、直ちに、その旨を委員会に届け出なければならない。

(委員長等の選出等の告示)

第 7 条 委員会は、委員長若しくは委員が選出され、若しくは委員長職務代理者が指定され、又は委員が補欠されたときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

(所属政党等の変更等の通知)

第 8 条 第 6 条の規定による届出があったとき又は前条の規定による告示をしたときは、委員長は、速やかに、その旨を議会議長及び広域連合長に通知しなければならない。

第 3 章 会議

(会議の開催時期等)

第9条 委員会の会議は、広域連合を組織する町村（以下「関係町村」という。）の選挙管理委員会が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による当該関係町村の選挙人名簿の登録が行われた後に開催することを原則とする。

2 前項の規定による会議のほか、委員長は、必要があると認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

(委員会の招集)

第10条 委員の改選後最初に開かれる委員会は、広域連合長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集するときは、その日時、場所及び議案件名を文書で委員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、文書によらないことができる。

3 委員は、委員長の招集を請求するときは、その日時及び付議すべき事項を記載した文書を委員長に提出しなければならない。

(欠席の届出)

第11条 委員は、委員会に出席することができないときは、あらかじめ、その委員長にその旨を届け出なければならない。

(議長)

第12条 委員会の会議においては、委員長が議長となる。

(会議録の調整)

第13条 委員長は、書記をして会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した会議録を調整させなければならない。

第4章 委員長の職務権限

(委員長の担任意務)

第14条 委員長の担任する事務は、法令に定めるもののほか、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員会の議案の提出に関すること。
- (2) 委員会の議決の執行に関すること。
- (3) 公印及び文書の保管に関すること。
- (4) 職員の服務に関すること。
- (5) その他委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決処分)

第15条 委員長は、委員会の権限に属する事項で、委員会の指定したものについては、これを専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分した事務については、これを次の会議において報告しなければならない。

第5章 職員

(委員会に置く職員)

第16条 委員会の事務を掌理させるため、書記長、書記を置く。

2 書記長は、委員長の命を受けて、書記を指揮監督し、委員会の事務を掌理する。

3 書記は、上司の命を受けて、委員会に関する事務に従事する。

(服務)

第17条 前項に規定するもののほか、委員会の書記の服務については、後志広域連合服務規程（平成19年後志広域連合訓令第3号）の例による。

第6章 分掌事務及び事務の専決

(分掌事務)

第18条 職員の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 委員及び補充員に関すること。
- (2) 委員会の運営に関すること。
- (3) 公印の保管に関すること。
- (4) 規程に関すること。
- (5) 文書の收受、発送及び保管に関すること。
- (6) 公告式に関すること。
- (7) 直接請求に関すること。

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に事務を分掌させることができる。

(書記長の専決事項)

第19条 書記長は、次の事項を専決することができる。

- (1) 照会、回答及び資料の収集に関すること。
- (2) 書記に対する出張命令に関すること。
- (3) 委員会が保管する文書及び資料の閲覧許可に関すること。
- (4) 時間外勤務命令に関すること。

(専決の特例)

第20条 前条に規定する事項であっても、特に委員長の指示によるもの又は異例と認められるものについては、委員長の決裁を受けなければならない。

第7章 文書の收受、処理、編さん及び保存

(文書の処理)

第21条 文書は、あらかじめ委員長の承認を受けたもののほかは、すべてこれを即日処理しなければならない。ただし、特別の事由によって即日処理することができないと認められるときは、委員長又は書記長に報告し、その指揮を受けなければならない。

(文書の決裁)

第22条 起案文書は、すべて書記長を経て委員長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事件であって、委員長が指定したものについては、書記長がこれを専決することができる。

(文書の閲覧)

第23条 文書類は、書記長の承認を得ないで、これを部外に示し、又はその謄本を交付することができない。

(文書の発送)

第24条 発送文書には、「後広選」の記号を付すものとする。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

(文書の取扱い)

第25条 前4条に定めるもののほか、委員会の文書の収受、処理、編さん及び保存については、後志広域連合文書管理規程（平成19年後志広域連合訓令第5号）の例による。

第8章 公告及び公印

(告示等の方法)

第26条 委員会の告示については、後志広域連合条例等の公布等に関する条例（平成19年後志広域連合条例第1号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して行う。

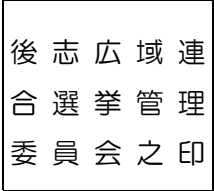
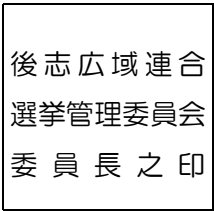
(公印)

第27条 委員会及び委員長等の公印の名称、寸法及びひな形は別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成19年8月9日から施行する。

別表（第 26 条関係）

公 印 の 名 称	寸 法	ひな形
後志広域連合選挙管理委員会印	方 18 mm	
後志広域連合選挙管理委員会委員長印	方 18 mm	
後志広域連合選挙管理委員会委員長職務代理者印	方 18 mm	